

2026年5月18日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2026年 税理士受験対策シリーズ 所得税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2026年 税理士受験対策シリーズ

所得税法 理論サブノート (2025年8月21日第25版発行)

ISBN 978-4-86783-209-7

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
<u>別紙のとおり</u>	<u>別紙のとおり</u>

□の部分については、該当箇所を直接修正して下さい。

□の部分については、点線に沿って切り取り、貼り付ける等してご利用ください。なお、本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

問題 2-3 年金についての課税関係

P21 [5] 源泉徴収 (1) 公的年金等 ③源泉徴収を要しない場合

(1 行目)
…公的年金等の額が 168 万円 (年齢 65 才未満の者は 118 万円) …
↓
205 万円
↓
155 万円

問題 4-1 所得控除 (物的控除)

P107 [5] 生命保険料控除 (2) 特例

(1 行目)
…を有する場合における令和 8 年分又は令和 9 年分の新生命保険契約
↑
【追加】

問題 5-4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

P124 [1] 内容 (1) 内容

(4 行目)
築取得等で一定の場合には 13 年間) の各年 (…
↓
【削除】

(注) 認定住宅等の新築取得等の場合は、住宅の種類等に応じて 3,000 万円から 4,500 万円
↓
2,000 万円
↓
5,000 万円

問題 5-6 認定住宅等に係る税額控除

P130 [1] 住宅借入金等特別税額控除 (1) 内容

(4 行目)
きは、その居住年以後 10 年間 (認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合には 13 年間)
↓
13 年間

(注) 限度額を下記に差し替え

(注) 限度額

- ① (イ) その家屋が認定住宅であり、かつ、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合…4,500 万円
 - (ロ) その家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当する場合…3,500 万円
 - (ハ) その家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、既存認定住宅等の取得に該当する場合…3,500 万円
 - (ニ) その家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合…2,000 万円
- ② 個人で、年齢 40 才未満であって配偶者を有する者、年齢 40 才以上であって年齢 40 才未満の配偶者を有する者又は年齢 19 才未満の扶養親族を有する者が、認定住宅等の新築取得等をした家屋を居住の用に供した場合には、①の限度額は次に定める金額とすることができる。
- (イ) の場合…5,000 万円
- (ロ) の場合…4,500 万円
- (ニ) の場合…3,000 万円

(2) ③を下記に差し替え

- ③ 既存認定住宅等の取得
- 認定住宅等である既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものをいう。

問題 6-9 青色申告者の特典

P150 [4] 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

(1 行目)
…、その取得価額が 30 万
↓
40 万

問題 7-2 利子所得、配当所得の源泉徴収

P156 [2] 配当所得の源泉徴収 (3) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例

(2 行目)
(注) 同族会社と合計した持株割合が…
↓
【削除】